

組合員 各位

全国木材協同組合連合会 AIG損保の第三者PL賠償責任補償制度のご案内

《 事業総合賠償責任保険 製造・販売業特約 》

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素はお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、この度全国木材協同組合連合会様のご承認のもと、全国木材協同組合連合会の皆さまが抱える第三者賠償リスクを包括的に補償する制度として、「第三者PL賠償責任補償制度」をご用意しましたので、ご案内申し上げます。

近年の賠償意識の高まりにより、万一、事故が発生した場合に企業責任が厳しく追及される傾向にあることは、既にご承知のことと思います。このような状況において、製造中の公衆災害は貴社の企業経営を揺るがす事態にまで発展するおそれがあります。

万一の事態に対する貴社の企業防衛手段のひとつとして、是非、本制度をご検討のうえ、ご採用賜りますよう、何卒よろしく願ひ申し上げます。

敬具

AIG損保の第三者PL賠償責任補償制度の特長

■ 事業遂行における賠償リスクを幅広く補償します。

- ・ 対人・対物事故*だけでなく、純粋財物使用不能、人格権侵害・宣伝障害、工事遅延による損害まで、賠償リスクを幅広く補償します。
- ・ 日本国外で一時的に行う商談や国外一時持ち出し生産物による対人・対物事故*なども補償します。

■ 各種の費用を補償することにより賠償事故の解決までをサポートします。

- ・ ひとたび事故が発生した場合、事故に対するさまざまな対応を余儀なくされます。この保険では、損害賠償金や争訟費用等に加え、賠償事故の解決までに必要となる各種費用をお支払いします。

■ 貴社のニーズに合わせたご契約プランの選択が可能です。

- ・ ご契約プランや各種オプション特約を選択いただくことにより、貴社のご要望に応じた商品設計が可能です。

※対人・対物事故とは、業務遂行・施設リスク、生産物・完成作業リスクにおいて補償対象となる事故をいいます。

保険金をお支払いできない場合など、補償の詳細につきましては、
事業総合賠償責任保険(STARs)製造・販売業向けの
パンフレットをご参照ください。

基本契約の概要(保険金をお支払いする場合)

この制度では、次の4つのリスクに対する補償を基本契約とします。

業務遂行・施設リスク

保険期間中に発生した次のような対人・対物事故によって、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。

※補償を受けられる被保険者は、貴社、下請負人です。ただし、下記②は貴社の役員または従業員が行った場合に限りです。

- ① 貴社の施設(事務所、店舗、工場、倉庫等)の所有・使用・管理や営業活動による対人・対物事故
- ② 貴社が日本国外で一時的に行う商談等の営業活動による対人・対物事故(保険期間中500万円を限度にお支払いします。)



工場の爆発事故により、近隣の住宅や店舗に物的損害を与え、住民にケガをさせてしまった。

生産物・完成作業リスク

保険期間中に発生した次のような対人・対物事故によって、被保険者*が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。

※補償を受けられる被保険者は、貴社、下請負人および販売人です。

- ① 貴社が製造または販売した製品・商品(生産物)や貴社が行った仕事(生産物の設置等)の引渡し後の結果による対人・対物事故
- ② 日本国内に居住する消費者が貴社の製品・商品(生産物)を一時的に日本国外に持ち出している間に生じた対人・対物事故(保険期間中500万円を限度にお支払いします。)



製造・販売した製品の欠陥により、使用していた消費者がケガをした。

純粋財物使用不能リスク

保険期間中に発生した事故(次の①②をいいます。)により、物理的な損壊を伴わず、他人の財物を使用不能にしたことによる逸失利益や事業の中断に対して、貴社が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。(保険期間中1,000万円を限度にお支払いします。)

- ① 貴社の営業活動や施設(事務所、店舗、工場、倉庫等)の所有・使用・管理による事故
- ② 貴社が製造または販売した製品・商品(生産物)や貴社が行った仕事(生産物の設置等)の引渡し後の結果による事故。ただし、貴社の製品・商品や行った仕事の結果自体に物理的な損壊が生じた場合に限りです。



店舗で発生した爆発事故により、隣接店舗の建物などを損壊させなかったものの、営業を妨げて休業損失を生じさせてしまった。

人格権侵害・宣伝障害リスク

保険期間中に発生した次のような行為や宣伝活動による権利侵害により、貴社が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害を補償します。(保険期間中1,000万円を限度にお支払いします。)

- ① 不当な身体拘束による他人の自由の侵害や名誉毀損、口頭、文書等の表示行為によるプライバシーの侵害
- ② 新聞、インターネットなどを通じた貴社の宣伝活動に伴うプライバシーの侵害、著作権の侵害等



パンフレットで使用したイラストが著作権を侵害したとして訴えられた。

お支払いする保険金の種類

損害賠償金に加え、事故解決のために必要なさまざまな費用を保険金としてお支払いします。

保険金の種類	概要
損害賠償金	被害者(損害賠償請求権者)に対して支払う損害賠償金
損害防止費用	事故による損害の発生および拡大の防止のための必要または有益な費用
求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合に、その権利の保全または行使のための必要または有益な費用
緊急措置費用	事故による損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合における応急手当、護送、治療等の被害者に対する緊急に必要な措置に要した費用
緊急対応費用 (1事故300万円限度)	事故の対応のための被害者・法定相続人等の現地訪問費用や通信費用、交渉等のための事務所等賃借費用、被害者の捜索費用などの費用
被害者見舞・臨時費用 (被害者1名10万円限度・ 1事故300万円限度)	事故が発生した場合における被害者に対する見舞金、見舞品購入費用その他被害者に対して支払われる社会通念上妥当な費用
協力費用	制度引受保険会社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用
争訟費用	損害賠償責任に関する争訟(訴訟、仲裁、調停、和解等)のために支出した訴訟費用、弁護士費用などの費用
訴訟対応費用 (1事故300万円限度)	損害賠償請求訴訟に対応するために、裁判所に提出する文書や意見書・鑑定書の作成費用、事故再現実験費用、従業員の超過勤務手当などの社会通念上妥当な費用
被害者治療等費用 (被害者1名50万円限度・ 1事故300万円限度)	仕事の遂行によって、または記名被保険者が所有・賃借する施設内でケガをした被害者の治療費用や葬祭費用など
汚染浄化費用 (保険期間中500万円限度)	不測かつ突発的な環境汚染が発生した場合において、必要または有益な汚染物質の処理費用
原因調査費用 (1事故30万円限度)	事故が発生した場合または発生が切迫している場合に、事故原因の調査・確認のための必要かつ有益な費用

※支出にあたり、事前に引受保険会社の同意が必要な費用もあります。

ご加入プラン

プランは下記の通りです。実際にご契約いただく保険料は、ご加入プラン(補償プラン、支払限度額プラン)および貴社の業種や売上高、これまでの事故発生状況等により決定します。

1. 補償プラン

[○:補償対象]

	業務遂行・施設リスク / 生産物・完成作業リスク			純粋財物 使用不能リスク	人格権侵害・ 宣伝障害リスク
	作業中の事故	引渡し後の事故	施設管理上の事故		
補償プラン	○※	○※	○※	○	○

※ 業務遂行・施設リスク、生産物・完成作業リスクの支払限度額は、下記2. 支払限度額プランの通りです。

2. 支払限度額(保険金額)プラン

	対人1名	対人1事故/保険期間中	対物1事故/保険期間中
支払限度額 (保険金額)	1億円	3億円	2,000万円
自己負担額 (1事故免責金額)	0円		

[注] この保険でお支払いする保険金の総額は、保険期間を通じて、すべてのリスクに対する支払保険金を合算して保険証券総保険金額を限度とします。

その他の特約のご案内

この「第三者PL賠償責任補償制度」では、次の特約が自動的にセットされます。

● 構内専用車危険担保特約

支払限度額: 業務遂行・施設リスクまたは純粋財物使用不能リスクの支払限度額

自己負担額: 業務遂行・施設リスクまたは純粋財物使用不能リスクの自己負担額

貴社が施設構内で所有・使用・管理する構内専用車による対人・対物事故や損壊を伴わない財物の使用不能についての賠償責任を補償します。

[注] 自賠責保険・自動車保険契約等の上乗せ補償となります。

この制度へのご加入にあたって

- この制度は、制度引受保険会社との損害保険契約によって運営され、貴社と制度引受保険会社との1年間の契約となります。
- この制度への加入をご希望の場合は、直近の会計年度(1年間)の売上高が確認できる書類の写しをご用意ください。保険料は、書類上の売上高に基づき算出します。
- 保険料は口座振替による払込みとなります。毎月27日(土・日・祝日の場合には翌営業日)にご指定の金融機関口座より振替えます。
- 木材加工、製造、販売業以外の業務(兼業)を営まれる場合は制度推進担当にご相談ください。

- この提案書は保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧いただくか、制度推進担当または制度引受保険会社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 制度引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

制度推進担当

株式会社 榎田事務所 (担当: 榎田)

〒207-0032 東京都東大和市蔵敷 3-691-2 ロ-7-205

TEL : 042-567-1651

FAX : 042-567-1652

制度引受保険会社

AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部

〒163-0814 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 14階

TEL : 03-6894-9110 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<http://www.aig.co.jp/sonpo>

(D-002856 2019-01)